

# 第1章 計画の基本事項

## 1 新型インフルエンザ等特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルスとはその抗体性が大きく異なる新型のウイルスによるもので、およそ10年から40年の周期で発生しています。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1）が流行して、このウイルスが人に感染し、死亡する例が報告されました。このようにウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっています。

平成21年3月に発生した豚インフルエンザ（H1N1）は、過去に人から人への感染は記録されていませんでしたが、メキシコで発生してから約1ヶ月で世界中に感染の広がりを見せました。

人は新型のウイルスに対抗する免疫を持っていないため、世界的大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

## 2 芦別市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

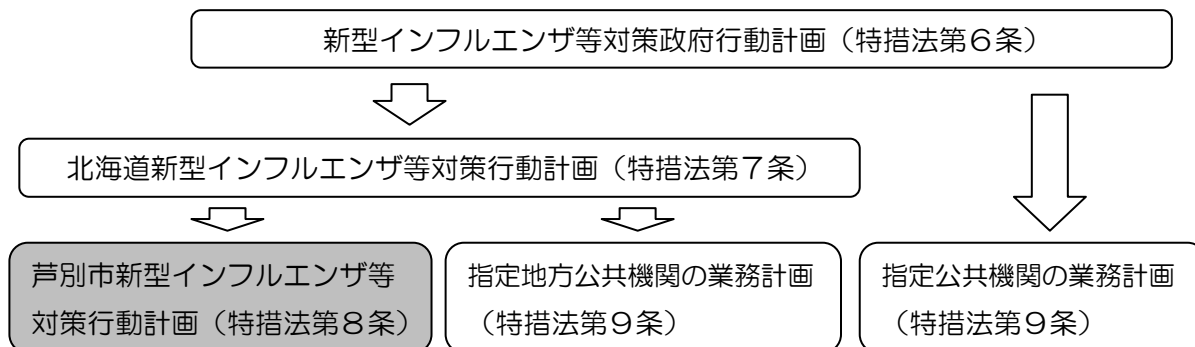
芦別市では、特措法以前より国や北海道に準じて平成21年10月に「芦別市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、対策を進めていました。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、市町村においても行動計画の作成が義務付けられたことから、国が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び北海道が作成する「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、前計画を見直し、市町村行動計画を改定します。

### 3 計画の位置付け

本行動計画は、特措法第8条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」、北海道が作成した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づいて作成するものです。

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応ができるよう、対策の選択肢を示すものです。



### 4 計画の対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

